

特定非営利活動法人 コースター 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、活動の支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人のみ 年会費 12,000円

(2) 賛助会員

個人および団体 年会費 12,000円を1口以上

2 年会費は、毎年10月1日より翌年9月30日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会への出席

(2) 事業活動への参加

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

(規約の変更)

第8条 この規約は、理事会の議決によって変更することができる。

これは、当法人の会員規約である。

福島県郡山市富久山町久保田字下河原191番地の1

特定非営利活動法人コースター

理事